

平成21年度

政策提言等に関する報告

平成22年3月19日

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会

はじめに

当委員会は、地方分権が進展する中、県議会の政策立案機能等の充実・強化を図るため平成19年度から設置されており、平成20年度に引き続き、平成21年度も新たな委員で政策提言案の検討等に取り組んだ。

平成21年5月29日に第1回委員会を開催して以後、全議員を対象として実施した政策提言等に関する意向調査結果を踏まえて検討項目を決定し、検討項目に関する現状、課題等の把握を行い、対応策や提言内容について、委員間で論議を重ねてきた。

その結果、「鹿児島県版グリーンニューディール政策の推進」、「鹿児島県スポーツ振興基本条例（仮称）の制定」、「かごしまの過疎・中山間地域の振興策の推進」を提言した。

本報告書は、平成21年度の当委員会の検討経過及び結果等について、取りまとめたものである。

鹿児島県議会政策立案推進検討委員会	委員長	柴立鉄彦
	副委員長	青木寛
	委員	禧久伸一郎
	委員	宮島孝男
	委員	川野威朗
	委員	まつざき真琴
	委員	岩崎昌弘
	委員	持富八郎
	委員	永田けんたろう
	委員	武昭一
	委員	松里保廣
	委員	尾辻義
	委員	二牟礼正博

目 次

1 委員会の活動経過	1
(1) 委員会の行う検討・調査事項	1
(2) 議員への意向調査の実施	1
(3) 検討項目の決定	1
(4) 委員会の開催状況	2
(5) 検討結果等	4
ア 検討結果の概要	
イ 検討項目ごとの概要	
2 提言	6
(1) 「鹿児島県版グリーンニューディール政策の推進について」(政策提言)	6
ア 提言項目	
イ 提言全文	
(2) 「鹿児島県スポーツ振興基本条例(仮称)の制定について」(政策条例の対象項目)	6
ア 提言理由	
イ 条例化に当たって	
ウ 提言全文	
(3) 「かごしまの過疎・中山間地域の振興策の推進について」(政策提言)	7
ア 提言項目	
イ 提言全文	

1 委員会の活動経過

(1) 委員会の行う検討・調査事項

- ア 議会が知事及び教育委員会等に対して行う政策提言案
- イ 議員による政策条例の対象とすべき事項

(2) 議員への意向調査の実施

平成21年5月、議員が認識している政策課題や県政への提言等を把握するため、全議員を対象にした政策提言及び政策条例に関する意向調査を実施したところ、県政全般にわたる33件の提案がなされた。

提案項目件数 33件（政策提言 18件 政策条例 15件）

(3) 検討項目の決定

意向調査の結果等も踏まえ、当委員会の検討項目を次のとおり決定した。

- ① 鹿児島県版グリーンニューディール政策
- ② 鹿児島県スポーツ振興基本条例
- ③ 中山間地域の活性化に関する条例
- ④ 鹿児島県の契約に関する条例（公契約条例）
- ⑤ 子育て支援条例

(4) 委員会の開催状況

平成21年5月29日に第1回委員会を開催して以後、平成21年度中に委員会を12回開催した。委員会の中では、検討項目ごとに担当委員が課題等の説明を行うほか、教育庁、環境部、企画部など県当局からの現状等の聴取も3回実施して、委員間で議論を行った。

なお、関係の常任委員会委員長にもオブザーバーとして出席を求めた。

平成21年度政策立案推進検討委員会の開催等状況

月 日	会議名等	協議内容等
H21. 5.29	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・正副委員長の選出 ・政策提言及び政策条例の検討項目の選定について ・意向調査の実施について
	意向調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全議員を対象とする意向調査
H21. 6.17	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目の選定について
H21. 6.19	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・検討項目の決定について（5項目）
H21. 7. 3	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「鹿児島県スポーツ振興基本条例」について （教育庁及び保健福祉部から現状等の聴取）
H21. 8.17	第5回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「鹿児島県版グリーンニューディール政策」について （環境部、農政部、林務水産部、土木部等から現状等の聴取） ・「鹿児島県スポーツ振興基本条例」について
H21. 9.16	第6回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「鹿児島県版グリーンニューディール政策の推進」及び「鹿児島県スポーツ振興基本条例(仮称)の制定」について
H21. 9.25	第7回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「鹿児島県版グリーンニューディール政策の推進」及び「鹿児島県スポーツ振興基本条例(仮称)の制定」の政策提言(案)について

月 日	会議名等	協議内容等
H21. 9.28	議長への提言	<ul style="list-style-type: none"> ・提言案1「鹿児島県版グリーンニューディール政策の推進について」 ・提言案2「鹿児島県スポーツ振興基本条例(仮称)の制定について」
H21.10. 7	議長から知事への提言(正副委員長同席)	「鹿児島県版グリーンニューディール政策の推進について」
H21.11. 6	第8回委員会	「中山間地域の活性化に関する条例」について
H21.12.14	第9回委員会	「中山間地域等の活性化」について (総務部, 企画部, 保健福祉部, 農政部, 林務水産部から現状等の聴取)
H22. 1.15	第10回委員会	「中山間地域等の活性化」について
H22. 2.22	第11回委員会	「中山間地域等の活性化」について
H22. 3.18	第12回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「かごしまの過疎・中山間地域の振興策の推進」について ・政策提言等に関する報告(案)について

(5) 検討結果等

ア 検討結果の概要

「鹿児島県版グリーンニューディール政策の推進」及び「鹿児島県スポーツ振興基本条例(仮称)の制定」「かごしまの過疎・中山間地域の振興策の推進」について検討し、いずれも提言とした。「鹿児島県の契約に関する条例」「子育て支援条例」は未着手となった。

「鹿児島県の契約に関する条例」については、第10回政策立案推進検討委員会(平成22年1月15日)において、担当委員から次回説明を行いたい旨の申出が行われたが、条例化の検討は時機を見る必要がある、協議することには反対であるという意見が出され、取り上げられなかった。担当委員等からは、委員の全会一致であることは理解するが、検討項目になっていたにもかかわらず議題とならなかったことから、次期の政策立案推進検討委員会で優先的に検討項目としていただきたいとの意見があった。

なお、「鹿児島県版グリーンニューディール政策の推進」については、平成21年10月に議会から知事に政策提言された。

イ 検討項目ごとの概要

1) 「鹿児島県版グリーンニューディール政策の推進について」

地球温暖化対策と世界同時不況という2つの課題を同時に克服するため、世界各国で環境分野への投資拡大によって経済を浮揚させる取組(グリーンニューディール政策)が推進され、日本においても、平成21年4月、日本版グリーンニューディール政策「緑の経済と社会の変革」が発表された。

世界的不況の中で、県内経済にも深刻な影響が及んでいるが、地球環境を守り育て次の世代に引き継ぐ環境保全の取組は世界共通の課題であることから、環境関連事業は継続的な需要が見込まれ、雇用が創出される分野であるといわれている。

このようなことから、「環境」をキーワードに、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現を目指すとともに、持続的な地域経済の振興と雇用の創出を図る政策を体系化し、鹿児島県版グリーンニューディールとして、総合的、戦略的に推進されるよう、①新エネルギー等の研究開発と導入の促進、②環境関連産業の創造と成長促進による雇用の創出、③自然との共生による環境のまちづくりの推進

を内容とする提言を議長に行った。

2) 鹿児島県スポーツ振興基本条例(仮称)の制定について

健康への関心が高まる中、県民の健康づくりを社会全体で支援していくことが求められているが、特に、本県では他県に先行して高齢化が進行していることから、健康の保持増進、疾病予防や介護予防に、スポーツの果たす役割への期待が大きい。

また、本県では、二巡目の国民体育大会の開催誘致に向けて、開催方法や本県にとって望ましい国体の在り方などについて、総合的な検討が始まっていることや、競技力向上に向けて、現在の第2期競技力向上5か年計画に続く新たな中長期計画の策定も必要である。

このようなことから、県民一人一人がスポーツの持つ意義を自覚し、スポーツへの理解と参加のもとで、スポーツに関する施策を県民一体となって総合的、計画的に推進するための基本指針となる「鹿児島県スポーツ振興基本条例(仮称)」を制定することが求められており、議員による政策条例の対象とすべき事項とした。

3) かごしまの過疎・中山間地域の振興策の推進について

本県の山間地、半島地域や離島地域などの地理条件に恵まれない過疎・中山間地域に存在する集落は、急速な人口減少や高齢化が進行したことにより、農林漁業の衰退、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加など課題が山積し、特に、小規模・高齢化した集落では、地域運営の担い手不足は深刻になり集落の活動が停止する恐れや、さらには地域社会の維持・存続さえも危ぶまれる場合(いわゆる「限界集落」)があるなど、過疎集落問題は顕在化している。

また、現在そのような状況にない集落でも、5年後、10年後今のままの地域社会が維持出来ているかを考えると、小規模・高齢化が進み存続が危ぶまれる状況におちいる可能性は年を重ねるほど大きいと考えられる。

このようなことから、将来にわたって、豊かな自然、文化、歴史に包まれた活力あるかごしまの実現を目指し、①総合的・横断的な視点に立った過疎・中山間地域の集落の活性化、再生に向けた検討、②総合的、戦略的な事業の展開、③推進体制の整備、④事業の財源の確保を内容とする提言を議長に行った。

2 提言

(1)「鹿児島県版グリーンニューディール政策の推進について」(政策提言)

ア 提言項目

- 1) 新エネルギー等の研究開発と導入の促進
- 2) 環境関連産業の創造と成長促進による雇用の創出
- 3) 自然との共生による環境のまちづくりの推進

イ 提言全文

別紙1のとおり

※ 平成21年9月28日に議長へ報告。

(2)「鹿児島県スポーツ振興基本条例(仮称)の制定について」(政策条例の対象項目)

ア 提言理由

健康の保持増進、青少年の健全育成等にスポーツは大きく寄与している。また、二巡目の国民体育大会の開催誘致に向け検討が始まっており、競技力向上に向け新たな中長期計画の策定も必要である。このようなことから、県民一人一人がスポーツの持つ意義を自覚し、スポーツへの理解と参加のもとで、スポーツに関する施策を県民一体となって総合的、計画的に推進するための基本指針となる「鹿児島県スポーツ振興基本条例(仮称)」を制定することが求められている。

イ 条例化に当たって

本県のスポーツをめぐる現状と課題を検討し、条例の内容として基本理念、目的、県の責務、基本方針の策定等について検討する。

ウ 提言全文

別紙2のとおり

※ 平成21年9月28日に議長へ報告。

(3)「かごしまの過疎・中山間地域の振興策の推進について」(政策提言)

ア 提言項目

- 1) 総合的・横断的な視点に立った過疎・中山間地域の集落の活性化, 再生に向けた検討
- 2) 総合的, 戦略的な事業の展開
- 3) 推進体制の整備
- 4) 事業の財源の確保

イ 提言全文

別紙3のとおり

鹿児島県版グリーンニューディール政策の推進について

I 提言

1 背景

地球温暖化対策と米国の金融危機に端を発した世界同時不況という、重要かつ喫緊の2つの課題を同時に克服するため、世界各国で環境分野への投資拡大によって経済を浮揚させる取組（グリーンニューディール政策）が推進されている。

日本においても、平成21年4月、日本版グリーンニューディール政策「緑の経済と社会の変革」が発表され、環境をキーワードにした公共投資、地域コミュニティづくり、消費拡大、産業の育成、技術革新などに取り組み、短期的には景気浮揚と雇用創出、さらに中長期的には環境と経済が両立する持続可能な社会づくりを目指している。

2 鹿児島県版グリーンニューディール政策の推進

本県は、世界自然遺産の島屋久島など、多様で豊かな自然環境を有しており、地球環境先進県を目指した取組が進められてきた。

平成17年3月に「県地球温暖化対策推進計画」が策定され、平成19年5月には庁内に「県地球温暖化対策推進本部」が設置されるなど地球温暖化防止対策が進められているが、平成21年度には更なる取組を推進するため「環境部」が設置され、県、事業者、県民等が相互に連携・協働しCO2の排出削減に取り組むための条例の検討などが進められているところである。

一方、深刻度を増す世界的不況の中で、県内経済においてもまた、生産水準の低下や個人消費の落ち込みが見られるほか、雇用情勢にも進出企業の撤退や非正規労働者の雇止め、新規学卒者の内定取消しなど、深刻な影響が及んでいる。

地球環境を守り育て次の世代に引き継ぐ環境保全の取組は世界共通の課題であることから、環境関連事業は継続的な需要が見込まれ、雇用が創出される分野であるといわれている。

このような状況から、「環境」をキーワードとして、これまで県内において培われてきた事業の集積を踏まえ、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現を目指すとともに、持続的な地域経済の振興と雇用の創出を図る政策を体系化し、鹿児島県版グリーンニューディールとして、総合的、戦略的に推進されたい。

3 取組の視点及び具体的施策

(1) 新エネルギー等の研究開発と導入の促進

エネルギーの安定供給の確保と地球環境問題に対応する、本県の地域特性を生かした新エネルギー等の研究開発と導入を促進すること。

- ・ 新エネルギー等の研究開発に関する企業・大学・試験研究機関等の連携強化による競争力のある技術開発及び新エネルギー設備の設置に係る助成など行政・民間が連携した新エネルギーの導入促進
- ・ 現在の「鹿児島県新エネルギー導入ビジョン」（目標年度平成22年度）後の基本的な指針となるビジョンの策定

(2) 環境関連産業の創造と成長促進による雇用の創出

今後成長が期待される新エネルギー関連産業（太陽光利用等）、バイオマス関連産業、LED 関連産業、リサイクル産業（食品残さ等）等環境関連産業の活性化と産業集積に向けた取組を行い、新たな雇用創出につなげること。

- ・ 県内の環境関連産業の育成及び県内への誘致のための支援の充実，強化
- ・ 県立学校・公共施設等への LED 照明の計画的な導入による地場産業の積極的な育成，強化
- ・ 民間住宅，事業所等への太陽光発電，燃料電池の導入促進による地場産業の積極的な育成，強化

(3) 自然との共生による環境のまちづくりの推進

ア 環境のまちづくりのモデルとなる環境モデルタウンの形成

新エネルギー等を積極的に取り入れた公共施設・住宅・事業所等をモデルタウンとして形成し環境に優しい新たなまちづくりを推進すること。

- ・ 県立学校，公共施設等における太陽光発電，燃料電池及び LED の活用，並びにグラウンドの芝生化など緑化の推進
- ・ 県住宅供給公社分譲地の新築住宅への太陽光発電・燃料電池の導入を促進するための支援制度の導入

- ・ 民間住宅，事業所等への太陽光発電，燃料電池の導入を促進する支援制度の導入，充実

イ 多様で健全な森林づくりの推進

CO₂ を吸収し貯蔵するなど森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため，間伐等適切な森林整備を実施するとともに，林地残材など木質バイオマスの利活用を促進し，健全な森林づくりを推進すること。

- ・ 民間企業などの協力を得ながら多様で健全な森林づくりの推進に向け，企業が実施した植栽や間伐による二酸化炭素の吸収量を評価・認証する CO₂ 吸収量認証制度の導入

ウ 自然と共生する川と海づくりの推進

川や海等の水辺空間の癒し効果，浄化機能や生物生息機能，生産機能など多様な水辺環境の良好な保全と再生に取り組むこと。

- ・ CO₂ の吸収に資する消失した藻場等の復活・整備の積極的推進
- ・ 自然と共生する川辺・海辺などの環境対策，生物多様性保全の推進

II 取組の状況

県では、「環境」をキーワードに、今定例会に提案されている事業を含め、それぞれの部局で様々な取組が行われている。

地球温暖化対策の事業及び環境に配慮しながら実施されている施策を検証し体系化して、事業効果の大きなものは重点化し、必要な事業には新たに取り組むなど、将来を見据えながら、鹿児島県版グリーンニューディールとして、総合的、戦略的に推進する必要がある。

1 新エネルギー等の研究開発と導入の促進

県においては「鹿児島県新エネルギー導入ビジョン」（平成14年3月～平成22年度）に基づき、本県の特性を生かし、県民、事業者、行政が一体となった取組を推進している。

新エネルギーは、石油等の化石燃料に代わり環境に与える負荷の小さなエネルギーとして地球温暖化対策に資するとともに、今後新たな産業として成長が予想され、雇用創出への期待も大きい。

しかしながら、地元企業の多くは、品質・コスト等の管理力や研究開発力、経営基盤が脆弱なことから、企業、大学、試験研究機関等の一層の連携による研究開発と県内企業への普及により、国内外との競争力を備えた産業基盤を構築する必要がある。

(1) 産学官連携による技術開発

工業技術センター及び農業開発総合センターで、民間企業・大学等と連携して、新エネルギー等に関する共同研究や受託研究に取り組んでいるほか、民間企業、大学等の独自の取組も見られる。

* 工業技術センターにおける取組事例

・共同研究

高効率小型風力発電機システムの実用化開発（(株)グッド、(株)マツオ）
（平成18年度）

マグネシウム合金を用いたLED照明用筐体の精密鍛造技術の確立
（国分電機(株)）（平成20年度）

・受託研究

ディーゼル車の環境性能に与えるバイオ燃料の影響実態把握とその評価に関する研究（平成20～22年度）

* 農業開発総合センターにおける取組事例

民間企業・大学等と連携し、省エネ・低コストの熱源としてヒートポンプを利用した温度管理技術を野菜・花き・果樹で確立する研究、及びヒートポンプの冷房を含め

た多面的利用技術の開発に取り組んでいる。

農業部門での LED 電球の活用については、試験的に取り組まれているところであるが、平成20年度の県トライアル発注製品として、(株)エルム及び(株)日本計器鹿児島製作所の製品が採択され、その有用性が認められている。

＊ 民間等での取組事例

- ・ 離島マイクログリッドシステム（風力など自然利用発電による電力供給）の実証実験（九州電力、三島村、十島村）（平成21～24年度）
- ・ ゼロ CO2 社会に向けた木質バイオマス活用技術開発と再生可能エネルギー融合システムの屋久島モデル構築（鹿児島大学、国際連合大学、豊橋技術科学大学、矢崎総業(株)）（平成17～19年度）

(2) 行政・民間連携の取組

新エネルギー等の導入促進に向け、民間企業と一体となった普及啓発のほか、地域における小水力発電施設の整備や木質バイオマス利用に係る指針の策定、民間企業と連携した県住宅供給公社分譲地の新築住宅への太陽光発電システム設置の支援など、行政と民間が一体となった取組が進められている。

＊ 取組事例

- ・ 新エネルギー普及啓発事業
新エネルギーに関するフェア(関連機器の展示等)・セミナー(取組事例発表等)・現地研修会等の開催、事例集・マニュアルの作成、助言等
- ・ 温室効果ガス削減体制整備事業
企業の温室効果ガス排出量の測定や削減に向けた助言など企業の温室効果ガス削減に向けた取組の促進
- ・ 地球温暖化対策資金
地球温暖化防止の推進を図るため、環境配慮型の経営やビジネス創出に取り組む企業を支援
- ・ 小水力発電工事等技術強化対策事業(国直轄事業)（平成21年度実施予定3地区）
- ・ 木質バイオマス利用推進事業（平成21年度新規）
木質バイオマス化石燃料の代替燃料として今後利用を推進するため、その利用に係る具体的指針を策定
- ・ 県住宅供給公社が、公社分譲地を購入する個人が自ら居住する新築住宅に京セラ製の太陽光発電システムを設置する場合、助成金を支給

2 環境関連産業の現状と支援の取組

これまで、本県では、自動車、電子、食品の3分野を重点的な産業分野と位置付けてきたが、今後、成長が期待される環境関連分野においても、企業誘致を含めた産業の育成に積極的に取り組むことにより、新たな雇用創出の促進が求められている。

- * 新雇用創出プラン（平成21年3月策定）
 - ・今後成長が期待される環境、バイオ関連分野での新たな産業、・・・など、鹿児島の特性を生かした産業の振興等により、新たな雇用の創出を図ります。・・・
- * 県の支援制度等
 - ・環境関連企業誘致促進調査事業（平成21年度）
環境関連分野の企業立地条件の分析等を行うとともに、立地に適した土地の選定を行う。
 - ・企業立地促進補助事業
立地企業に対し、事業所設置等に要する費用の一部を助成
 - ・トライアル発注製品販路開拓支援事業
中小企業等が開発したトライアル発注製品等について、県外での展示会等への出展経費の一部を助成
 - ・かごしま産業おこし挑戦基金（（財）かごしま産業支援センター）
自動車・電子・食品関連の有望な技術シーズ等を有し、国内外で事業展開を目指す中小企業に対し助成
 - ・新製品等販路開拓助成事業（（財）かごしま産業支援センター）
中小企業者に対し、新製品の販路開拓のための展示会等への出展経費等を助成

(1) 新エネルギー関連産業（太陽光利用等）

新エネルギーのうち、太陽光発電や太陽熱利用の新エネルギー関連として県内では、太陽熱温水器や真空管ソーラーシステム、太陽追尾式ソーラー発電装置などを製造する企業が見られるが、太陽光発電や燃料電池は、家庭用の電源や自動車の動力源として注目され潜在的な導入可能性が高く、産業としての発展が期待されており、新エネルギー関連産業の育成、誘致に向けた取組が求められている。

(2) バイオマス関連産業

動植物に由来する有機物であるバイオマスは、チップ等の直接燃焼、発酵等によるメタン等の生成、ガス化等による燃料生成などにより大気中のCO₂が増加しないエネルギーとして、発電や熱利用がされている。

県内では、資源として大量にある未利用の焼酎かすや木質バイオマスの利活用が注目されており、技術開発や実証、実用化を通じて、バイオマス関連産業の育成、誘致に向けた取組が求められている。

県内では、焼酎かすを利用した飼料製造・施設内ボイラー燃料としての利用、鶏ふんを利用した食鳥処理施設への電力供給などの取組があり、県は、焼酎かすからメタンガスや飼料・肥料等を製成する施設等の整備への補助や、廃食用油から製造されるバイオディーゼル燃料の生産技術の研究開発や利活用に向けた取組を進めている。

* 県が施設整備に補助している取組事例

- ・焼酎かすからメタンガス・飼料他を製成し活用

サザングリーン事業協同組合、西薩クリーンサンセット事業協同組合、本坊酒造(株)

- ・焼酎かすから飼料他を製成し活用

川内酒造協同組合、薩摩中央飼料事業協同組合、大隅酒造協同組合、マルイ有機(株)

- ・鶏ふんを利用した電力供給をしている事業所

(有)南九州バイオマス

* 取組事例

- ・目指せスペシャリスト研究開発事業(平成20～22年度)

鹿屋農業高校における菜種油等のバイオディーゼル燃料化の研究

木質バイオマスについては、製材工場等において発生する残材を自社の木材乾燥の熱源として利用している例や、製紙工場においてチップの処理廃液を自社工場の発電に利用している例がある。また、新たな利活用の動きとして、最近の原油価格高騰を背景に、化石燃料の代替燃料として利用する温泉施設等がある。

豊富な森林資源に恵まれ、多くの林地残材の発生が見込まれていることなどから、未利用の木質バイオマスを有効利用するための具体的指針の策定や技術開発が進められている。

* 取組事例

- ・ゼロ CO2 社会に向けた木質バイオマス活用技術開発と再生可能エネルギー融合システムの屋久島モデル構築(再掲5ページ)

- ・木質バイオマス利用推進事業(平成21年度新規)(再掲5ページ)

- ・木質資源利用ニュービジネス創出モデル事業(実証事業)(平成20年度)(きもつき木材高次加工センター)

間伐材未利用材からの乾燥チップ燃料の生産に関する実証など

- * 林業・木材産業構造改革事業
木質バイオマス燃料の供給施設及び木質資源ボイラー等利用のための施設整備について、その整備に係る経費について助成する制度を設けている。
- * 木質バイオマスを利用している施設
南種子町営河内温泉センター（プール・家族湯の昇温用熱源として灯油利用から変更）
きもつき木材高次加工センター（木材乾燥施設の熱源として重油から変更）（県 1/2）
（有）立石養鰻（水槽昇温用熱源として重油から変更）
社会福祉法人内之浦会（冷暖房用及び温浴施設の給湯用熱源として整備予定）（県 1/2）

また、市町村が中心となり、地域の関係者の連携のもと、バイオマスの発生から利用までを効率的なプロセスで結び、安定的かつ適正な総合的利活用システムを構築する地域（バイオマスタウン）の取組が進められている。

県においても市町村での取組の拡大や着実な事業推進に向けた支援が求められている。】

- * バイオマスタウン構想の策定状況
策定済み：12市町村（5市で施設が稼働しているほか、施設整備及び具体的な施策化に向けた検討が行われている。）

(3) LED 関連産業

LED（発光ダイオード）は、小型で光色の自由度も広く、多くの電気機器、照明などに利用されており、また、高価で初期投資が高いが消費電力が少なく長寿命であるため、コストパフォーマンスが高く、蛍光灯や電球に代わる光源として、需要の拡大が見込まれている。

県内には、LED 照明や LED ディスプレイなどの製造、組立等を行う企業が見られるが、今後、先進的な取組を積極的に支援するとともに、LED 関連産業の自立的発展を促進する取組が求められている。

(4) 食品残さ等のリサイクル産業

食品残さについては、ごみ処理コストの削減、焼却処分に使っていた資源の有効活用、企業イメージの向上を目的に、食品残さ等のリサイクル事業に取り組む事例が見受けられるようになってきており、食品残さ等のリサイクル産業の育成、誘致に向けた取組が求められている。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）では、再生利用の取組状況の国への報告の義務付けのほか、再生利用

を促進するための措置が講じられている。

* 取組事例

- ・食品残さのたい肥化 大隅衛生企業(有)
- ・農業者等と共同して食品残さを再利用（食品残さ等を飼料化して、農業者等が使用し、生産された肉を利用） 康正産業(株)

3 自然との共生による環境のまちづくりの推進

県民生活や産業活動が本県の豊かで多様な自然環境と調和し、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりに、県民、事業者、行政が一体となって取り組むことが求められている。

- * 地球環境を守るかごしま県民運動推進事業
 - ・ 温室効果ガスを更に削減するために、生活様式の見直しなど県民一人ひとりが率先して取り組む「地球環境を守るかごしま県民運動」の展開
 - ・ 温暖化対策推進のための条例の制定(平成21年度中) など

- * 都市緑化フェア推進事業
 - 都市緑化意識の高揚や都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、国、地方公共団体及び住民等の協力による都市緑化を推進し、緑豊かな潤いのあるまちづくりに寄与することを目的に「第28回全国都市緑化かごしまフェア」を平成23年3月18日から5月22日まで開催する。

- * 森林環境税
 - 森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性に照らし、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、平成17年度から導入。間伐等の森林整備への支援や、森林について理解を深めるための普及啓発などに活用する。
(個人 500円、法人 法人県民税均等割の5%)
 - ・ 森林環境税関係事業
 - 森林にまなびふれあう推進事業
(森林ボランティア育成, 小中学校に対する森林・林業教育の実施 など)
 - 森林をまもりそだてる整備事業
(間伐等森林整備 など)

(1) 県営住宅・県立学校・公共施設における太陽光発電、燃料電池の活用等

県営住宅の外灯への太陽光発電の活用、県立高校や特別支援学校への太陽光発電パネルの設置や校舎の屋上緑化、県や市町村の公共施設への太陽光発電設備の導入が進められており、今後、燃料電池の活用及びグラウンドの芝生化等の緑化推進を含めた一層の取組が求められている。

- * 県営住宅における太陽光発電等の導入
 - 太陽光発電外灯：屋久島環境共生住宅（屋久島町） 9基
 - ハーモニー団地（南さつま市） 16基
 - 松陽台団地（鹿児島市） 15基

- * 県立学校地球温暖化対策推進事業（平成21年度）
 - ・ 県立高校：太陽光発電パネル設置28校、屋上緑化 33校

- ・特別支援学校：太陽光発電パネル設置12校，他に鹿児島盲学校は改築（平成21～22年度）に併せて太陽光発電パネル設置
（小中学校：太陽光パネル設置予定56校）

- * 吉野公園管理事務所改築
吉野公園管理事務所の改築にあたり太陽光発電設備を導入
- * 県有施設省エネ・グリーン化推進事業
ハートピアかごしま等の省エネ改修・省エネ設備導入
- * 市町村施設省エネ・グリーン化推進事業
市町村が行う公共施設の省エネ改修・省エネ設備導入に要する経費を助成

(2) 省エネルギーや再生可能エネルギー利用等によるまちづくりの推進

民間の住宅や事業所に対する取組として，県では，平成21年度事業として，住宅用太陽光発電システムの設置及びシステム付き住宅の購入に対する補助を実施することとしている。

太陽光発電，燃料電池の公共施設における積極的な活用とともに，民間住宅や事業所等への導入を促進する一層の取組が求められている。

- * 住宅用太陽光発電普及推進事業
住宅用太陽光発電システムの新たな設置，県内の太陽光発電システム付き住宅の購入に対し助成
補助単価：35千円/kW（上限349千円）
補助件数：850件程度
- * CO2削減省エネ設備導入促進事業
県内企業による太陽光発電設備など省エネ効果の高い設備の導入に要する経費を助成

ア 省エネ等施設の容積率緩和

県では，建築基準法に基づき，平成21年3月に「容積率緩和の許可基準」を制定して，貯湯タンクや太陽光発電設備等に必要な施設の床面積を緩和することにより，省エネ施設の普及を図っている。

イ 環境共生住宅の普及

鹿児島の気候や風土，文化を踏まえ，環境への負荷を抑えるために，省エネルギーや再生可能エネルギーの使用，資源再利用，廃棄物の削減などの対策をとった住宅及びその地域環境（かごしま環境共生住宅）の普及促進が進められている。また，「モデルハウス」

を整備し、県民にそのメリットなどを直接体験してもらうことにより、普及促進を図ることとしている。

ウ 県産材の利用促進

「認証かごしま材の家」や「『地材地建』かごしま材の家づくり」など、県産材の利用促進の取組が行われており、適切な森林整備や輸送にかかるCO2削減にもつながるものである。

- * 認証かごしま材の家：認証かごしま材をふんだんに使い、工法や構造、材木、施工者などが一定の基準に適合した木造住宅。住宅ローンの金利の優遇や住宅瑕疵担保責任保険の保険料の一部助成などの制度の対象になる。
- * 地材地建：地域で生産された木材を使って、地域の大工、工務店等が住宅を建設すること。県内の木材生産及び住宅建築の関係者が一体となって、この運動に取り組んでいる。
- * かごしま材利用推進事業
消費者のニーズに対応した高品質なかごしま材の供給体制づくりを促進するとともに、流通体制の整備、地材地建の普及啓発などに取り組み、住宅などへのかごしま材の利用拡大を図る。
- * かごしま材の家普及促進事業
県木造住宅推進協議会が補助する「認証かごしま材の家」に要する住宅瑕疵担保責任保険の経費の一部の支援や、民間金融機関と連携した「認証かごしま材の家」に係る住宅ローンの金利等優遇を行うための審査業務を委託（平成21年度予定戸数 50戸）

エ LED灯・ハイブリッド灯の設置

交通信号機を電球式から、消費電力が少なく（電球式の約1/5）、ユニットの寿命が長く（電球式の約10倍の更新年数）、また光の影響を受けにくいLED式へ更新しているほか、公社分譲団地に、太陽光と風力の2つのエネルギーを利用したハイブリッド灯の設置などが行われている。

- * 交通信号機LED化推進事業（平成21年度）
整備数：99交差点 1,474灯器
- * ハイブリッド灯
ガーデンヒルズ松陽台（鹿児島市） 4基

(3) 多様で健全な森林づくりの推進

森林は、生物多様性の保全・水源のかん養・自然環境の保全・癒しの場の提供等、多面的な機能を有していることから、間伐の実施や保安林等の適切な整備など、CO₂ 排出抑制等に貢献する森林づくりを推進するとともに、地域住民をはじめ企業など、多様な主体による県民参加の森林づくりを推進している。

民間企業などの協力を得ながら多様で健全な森林づくりを推進するため、企業等が実施した植栽、下刈り、間伐などの森林整備等の効果をCO₂ 吸収量の数値で認証する制度であるCO₂ 吸収量認証制度の導入が求められている。

(4) 交通対策による低炭素地域づくりの推進

自動車から公共交通機関等への移動手段の変更、ガソリン車から電気・ハイブリッド車へのシフト、大量輸送手段による効率化などを促進する取組が進められている。

ア 屋久島CO₂フリーの島づくり

世界自然遺産の島屋久島において、CO₂ の発生が抑制された先進的な地域づくりを促進するため、有識者による研究会を設置するとともに、地域協議会を設置して「屋久島低炭素社会地域づくり構想」を策定することとしている。また、電気自動車の普及に向け、屋久島事務所の公用車への導入がなされるとともに、今後、試乗会の実施が計画されている。

* かがしま低炭素社会モデル創造事業（屋久島）（平成21年度新規）

専門家によるCO₂フリーの島づくり研究会の設置

地域協議会の設置・構想策定

電気自動車の試乗会の開催

公用車として電気自動車を導入

* 屋久島電気自動車導入基盤整備事業

屋久島において、電気自動車用の急速充電設備を設置し、電気自動車の普及に向けた基盤整備を図る。

イ エコ通勤、公共交通機関の利用促進

環境省委託事業「低炭素地域づくり面的対策推進事業」を活用して、鹿児島都市圏におけるエコ通勤の県民や企業への定着・習慣化

を図りながら、公共交通機関の利便性向上に取り組むとともに、県内の他の都市圏に応用可能なモデル事業の確立に向けて取り組んでいる。

* エコ通勤

交通渋滞の緩和や省エネルギー、公共交通の利用などを図ることを目的に、できる範囲で通勤手段を車からバス、電車、自転車などに変える取組が、平成19年度から、実施されている。

ウ モーダルシフトの促進

鹿児島県から鹿児島県外への輸送において、これまでの陸上トラック輸送から、県内港発の海上輸送又は県内駅発の鉄道輸送に貨物をシフトした荷主企業及び運送事業者に対して助成を実施することとしている。

* モーダルシフト：トラックによる幹線貨物輸送を、「地球に優しく、大量輸送が可能な海運または鉄道に転換」すること。

* 長距離物流効率化支援事業

陸上トラック輸送から、県内発の海上輸送又は鉄道輸送に貨物をシフトした荷主企業及び運送事業者への助成

エ 公用車のハイブリッド化の推進

県公用車をハイブリッド化及び低排気量化し、CO₂排出量の削減に県として率先して取り組んでいる。

* 公用車ハイブリッド化推進事業（平成21年度）

本庁共用車7台を含む10台をハイブリッド車に更新

(5) 環境に配慮した公共事業の推進

公共工事にあたっては、建設副産物の削減・再資源化、生態系に配慮した工法の採用、騒音・振動対策、排出ガス対策など、設計から工事、建設廃棄物の処理にいたる工事の全工程における環境への負荷の低減に向けた取組が進められている。

また、山林管理が十分行われていない中山間地等の集落周辺の地域において、山林所有者等との共生・協働による里山砂防事業により管理用道路・通路の建設等を行い、里山の山林を管理する環境を改善し、過疎化した地域の総合的な再生を図ることとしている。

(6) 自然と共生する川と海づくりの推進

鹿児島湾ブルー計画の推進，親水性護岸など水辺空間の整備，藻場・干潟の造成などの水辺環境保全の取組や，環境保全に配慮した農業・水産養殖業・林業の取組などにより，資源の回復や多面的機能の発揮が期待される。

* 鹿児島湾ブルー計画の推進

鹿児島湾の水質が将来にわたって良好に保たれるよう，水質保全と水辺環境の保全を図る総合的・長期的な展望に立った湾域の環境保全のための基本となる計画であり，各種の環境利用行為等を適切に誘導するためのガイドライン。現在，第4期（平成17～26年度）

* 藻場の回復・造成

水生生物の産卵や幼稚子の生育の場を確保し，水産資源の回復を図り，併せて多面的機能としてのCO2吸収と酸素供給による海域環境の保全を図る。

・ 藻場回復の取組（平成21年度）

	県	市町村	漁協等
実施主体数	—	5	14
実施箇所数	5	14	21

取組内容：ホンダワラ母藻設置，ワカメ種苗設置，ウニ駆除，アマモマット設置 等

・ ほとんどは，水産技術開発センターの指導の下で行われている。

・ 指宿，高山地区では，漁協，水産高校，水産技術開発センターの連携で行われている。

・ 藻場の造成事業（平成21年度）

実施主体：長島町 事業内容：着定基質の設置（2,000㎡）

・ 藻場・干潟等保全活動支援事業

漁業者や，地域住民などが協力して行う機能維持・回復に向けた保全活動を支援

(7) 環境と調和した農業の推進

「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」（平成18～26年度）に基づき，家畜排泄物の処理・リサイクル技術開発，化学肥料・農薬の使用低減，バイオマスの利活用，エコファーマーや有機農業者などによる環境と調和した農業生産などの取組が進められている。

* エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき，たい肥等を使用した土づくりと化学肥料・農薬の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」について都道府県知事から認定を受けた農業者の愛称。本県では，平成20年度末までに4,354人が認定されている。

* 資源循環型畜産確立対策事業

地域におけるバイオマスの有効活用を推進するため，たい肥化施設，浄化処理施設等の家畜排せつ物処理利用機械施設の整備を支援

* 環境と調和した農業推進事業

本県農業の持続的な発展に向けて、エコファーマーの確保・育成を図りながら、地域の実情に応じた環境と調和した農業生産活動を促進

鹿児島県スポーツ振興基本条例（仮称）の制定について

I 提言

1 スポーツの意義

スポーツは、世界共通の文化の一つであり、体を動かすという人間の本源的な欲求を満ちし、達成感や他者との連帯等の精神的な充足や楽しさ、喜びを与えてくれるとともに、健康の保持増進や体力の向上はもとより、青少年の健全育成などの人間形成にも大きな影響を与え、心身の両面にわたる発達に大きく寄与する。スポーツ選手のひたむきに取り組む姿は人々に夢と感動を与えるとともに、地元スポーツ選手の全国や世界での活躍は県民の誇りであり、また全国の本県出身者の連帯感と郷土意識を呼び起こす契機となるなど、活力ある社会の形成にも貢献している。さらに、各種大会・スポーツイベントの開催など地域経済の発展にも資するものである。

2 条例の制定

(1) 背景と意義

健康への関心が高まる中、県民の健康づくりを社会全体で支援していくことが求められているが、特に、本県では高齢化率が26.0%（平成20年）と、他県に先行して高齢化が進行していることから、健康の保持増進、疾病予防や介護予防に、スポーツの果たす役割への期待が大きい。

また、本県では、本年度から、平成32年度の開催誘致に向けて二巡目の国民体育大会の開催方法や本県にとって望ましい国体の在り方などについて、総合的な検討が始まっている。

さらに、本県の第2期競技力向上5か年計画(平成18年度～22年度)の対象期間が平成22年度までとなっていることから、競技力向上に向けての新たな中長期計画の策定が必要である。

一方、県内各地に体育館、テニスコート、陸上競技場等の施設が整備されているが、老朽化した施設や狭隘な施設もあり、スポーツ施設の整備・充実について検討する時期に来ている。

これらの状況を踏まえ、県民一人一人がスポーツの持つ意義を自覚し、スポーツへの理解と参加のもとで、スポーツ環境の整備充実など生涯スポーツの実現や競技力の向上などに関する施策を県民一体となって総合

的、計画的に推進するための基本指針となる「鹿児島県スポーツ振興基本条例（仮称）」を制定することが必要である。

(2) 条例で検討すべき課題

条例を制定するにあたっては、本県のスポーツをめぐる現状と課題を明らかにし、その上に立って、スポーツ振興のための基本的施策等を検討する。

- 県民のスポーツへの理解と参加
- スポーツの青少年の健全育成に果たす役割
- 生涯スポーツの役割と県民の参加
- スポーツの健康の保持増進に果たす役割
- 障がい者スポーツにおける取組
- 各種大会の成果と競技力向上対策
- 競技団体における取組と連携
- スポーツ環境・施設等の整備と活用
- 学校教育における取組

(3) 条例の主な内容

- ア 基本理念と目的
- イ 県の責務
- ウ 市町村、競技団体等の役割
- エ 基本方針の策定
- オ 基本的施策
- カ 施策の推進方策 等

3 今後の取組

これまで県議会においては、議会での審議のほか、平成3年にスポーツ振興議員連盟を設置し、毎年、国民体育大会で本県選手団の応援、激励を行うなど、各方面で本県スポーツの振興に取り組んできている。

条例の制定にあたっては、県民の代表である議員が、政策立案機能を発揮して、これまでの幅広い活動経験を活かし、広く県民の意見を聞きながら、議員提案条例の制定に取り組むことが望まれる。

II 本県スポーツの現状と取り組むべき課題

1 県民のスポーツへの理解と参加

スポーツは、性別や年齢・障がいの有無にかかわらず、人間の身体的・精神的な欲求にこたえてゆとりのある生活など人生を充実したものにすることであり、県民一人ひとりがスポーツに対して理解を深め、参加していくとともに、スポーツの持つ意義を自覚することが大切である。

一方、県民が生涯を通じて身近なところで気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通して夢と感動を享受するためには、スポーツをする場の提供、各スポーツ競技における優れた選手の発掘と育成、生涯スポーツや競技力向上のニーズに応じた適切で質の高い指導者の養成、これを支援するハード・ソフト両面からの体制の充実が必要であり、これらを実現するためには、県民がスポーツに対する関心を高めるとともに、人材・施設・財源の役割について理解を深めることが重要である。

社会体育行事等参加状況調査結果

平成19年は、延べ1,920千人がスポーツ活動に参加しており、人口で割った参加率は110.9%で、県民が何らかの社会体育行事等に年1回以上参加していることになる。参加率は、昭和49年の調査開始以来増加傾向にあったが、平成9年の142.7%を頂点に130%前後で推移していたが、今回は前回平成15年より16.1ポイント減少している。

社会体育行事等参加率の推移

年	H5	H9	H11	H13	H15	H19
参加率(%)	130.5	142.7	127.8	126.7	127.0	110.9

2 スポーツの青少年の健全育成に果たす役割

スポーツは、自己責任、克己心やフェアプレイの精神を培うなど青少年の心身の健全な発達を促す。また、生活習慣の乱れや子供たちの精神的なストレスの解消にもつながる。さらに、仲間や指導者との交流を通じて、青少年のコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と他人に対する思いやりを育むとともに、多様な価値観を認め合う機会を与えるなど、青少年の健全育成に資する。

本県でも、学校教育における保健体育の授業や運動部活動での児童生徒への指導、スポーツ少年団やコミュニティスポーツクラブ等を通じた地域・家庭との連携、各スポーツ競技団体における青少年のための育成活動などが取り組まれているが、次代を担う青少年に、さらに適切なスポーツ環境と機会を提供することが求められている。

また、スポーツによる青少年の健全育成を目的として、スポーツ少年団が組織されているが、本県のスポーツ少年団の登録団体数は、全国3位と高い水準にあるものの、団体数と加入率は小学生、中学生とも減少傾向にある。

スポーツ少年団では、目標に向かって懸命に取り組む姿勢、チームプレーに徹する仲間との連帯感、勝っても敗けても悔いの残らない充実したプレーと達成感などを学び、豊かな人間性を育む活動を行っている。

成長期にある青少年の心と体を軽視した勝利至上主義に陥ることがないように、心身の発達段階に応じて青少年が潜在的に持っている力を引き出し、勇気と夢と輝きを持たせる指導と取組が必要である。

スポーツ少年団登録の状況

年度	項目	団体	団員	指導者
H18	登録数	1,536団体	30,650人	6,195人
	全国順位	3位	6位	10位
H19	登録数	1,488団体	28,830人	6,032人
	全国順位	3位	8位	10位
H20	登録数	1,494団体	28,332人	6,060人
	全国順位	3位	8位	10位

スポーツ少年団加入率（小・中学生）

年度	小学生		中学生	全体
	3年生以下	4年生以下		
H18	16.8%	39.0%	4.0%	19.8%
H19	16.2%	37.9%	3.7%	19.0%
H20	16.0%	37.0%	3.6%	18.5%

3 生涯スポーツの役割と県民の参加

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、県民誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を図ることには、極めて大きな意義がある。

本県では、県民のスポーツライフを総合的に支援するため、平成16年10月に県総合体育センターに広域スポーツセンターを設置するとともに、地域のスポーツ環境を整備するため、平成22年度までに、少なくとも各市町村に1つのコミュニティスポーツクラブの育成が進められており、平成21年4月1日現在、20市町で40のクラブが設立され活動している。

今後、県総合体育センターや県体育協会などを中心に、地域住民の生涯

スポーツの支柱となるコミュニティスポーツクラブの普及や設立を一層促進するとともに、子供から大人まで、また、高齢者や障がい者を含むすべての地域住民のニーズを踏まえ、生涯スポーツ指導者やクラブマネージャーの確保・養成、魅力的なイベントの企画、学校運動部やスポーツ少年団等との連携、クラブ間の情報交換や交流会の開催などを通じて継続的・安定的な運営を図っていくことが必要である。

健やかスポーツ100日運動（平成13年度～）

県民の健康づくりや体力づくりのため、県民が主体的・継続的に週2回、年間100日はスポーツ・レクリエーション活動に親しむことを目標とした取組。参加意欲を喚起するため、学校体育施設の開放やイベント等を開催

県広域スポーツセンター

総合型地域スポーツクラブ（コミュニティスポーツクラブ）の創設・育成・運営支援やスポーツ活動全般について支援するため、県総合体育センターに配置。専門的指導者が市町村と連携し、関係団体等の協力も得ながら、県民のスポーツライフを総合的に支援

コミュニティスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）設立状況

(H21.4.1 現在)

	① 設立済みクラブ	①がある設立済み市町村	②設立準備中クラブ	②がある市町村	③クラブ総数(①+②) (H22.3月)	③がある市町村(重複を除く) (H22.3月)
数	40	20/45	10	9	50	28/45
市町村設置率	—	44.4%	—	—	—	62.2%

生涯スポーツ指導者の状況

(H20.10月現在)

資格	競技別指導者資格						フィットネス資格			アスリートトレーナー	アスリートマネージャー
	指導員	上級指導員	コーチ	上級コーチ	教師	上級教師	スポーツプログラマー	フィットネストレーナー	ジュニアスポーツ指導員		
登録者数(人)	1,047	179	119	41	18	11	25	4	51	5	12

(H21.3月現在)

資格	健康運動指導士	健康運動実践指導者
登録者数(人)	230	231

社会体育有志指導者：県総合体育センター実施	H20年度認定者
初級（アウトドア指導者育成講座）(人)	27
中級（生涯スポーツ指導者育成講座）(人)	38

公認スポーツドクターの登録状況 (H20.10.1 現在)

資格	男性	女性	合計
本県登録者数	90	5	95

4 スポーツの健康の保持増進に果たす役割

スポーツは、体を動かすという人間が本来持っている欲求にこたえ、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすとともに、体力の向上やストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものである。

本県は、他県に先行して高齢化が進行しており、疾病を予防し、介護が必要な状態になることを予防するためにも、年齢や身体の状態に応じた日常的なスポーツ・レクリエーションによる健康づくりが有効である。

○ 「健康かごしま21」

県では、一人ひとりの健康づくりを県民全体で支援するための健康づくり計画「健康かごしま21」（平成12年度策定）を、平成20年3月改定。生活習慣病の発症・重症化の予防に深くかかわる、栄養・食生活、身体活動・運動など、9つの領域に、92項目156の数値目標を設定している。

身体活動・運動の領域では、ウォーキングなどの身近な運動に親しむ環境の整備、「健康づくりのためのエクササイズガイド2006」の普及啓発、運動による健康づくりの指導者・支援者である健康運動指導士等の育成促進などに取組んでいる。

「健康かごしま21」身体活動・運動の目標（一部）

目 標	現状値（歩数2005年度、 運動習慣2006年度）	目標値 (2010年度)
日常生活における歩数の増加	成人男性 6,650 歩 成人女性 6,757 歩	8,700 歩以上 //
運動習慣がある人の増加 (1日30分以上の運動を週2回以上、1年以上継続)	成人男性 21.6 % 成人女性 19.5 %	30 %以上 27 %以上

5 障がい者スポーツにおける取組

障がい者にとって、スポーツに参加することは、スポーツの楽しさを味わうことはもとより、体力の維持・強化や機能回復など、リハビリテーションとしての効果や、多くの人々との交流の輪の拡がりも期待できる。

本県では、平成12年に体育館や温水プールを備えた県障害者自立交流センターを開設し、障がい者にスポーツ、レクリエーションの場を提供するとともに、スポーツボランティアの養成やスポーツ教室の開催などの事業を実施している。また、毎年、県障害者スポーツ大会を開催するとともに、全国障害者スポーツ大会にも選手団を派遣している。

今後、県障害者自立交流センターを中心に、障がい者スポーツの振興を図り、障がい者に対する理解と認識を深め、その自立と社会参加を一層促進することが必要である。

○ **県障害者自立交流センターの概要**

場 所：鹿児島市小野（ハートピアかごしま内）

主要施設：体育館、温水プール、運動療法訓練室、盲人卓球室、グラウンド、アーチェリー場

面 積：15,419.11㎡

開 設 日：平成12年5月1日

○ **県障害者自立交流センターの利用者数推移**

年 度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
人 数	103,089	105,165	104,511	107,519	107,326	111,245	112,185	115,468

○ **第3回県障害者スポーツ大会実績**

開 催 日：平成21年5月17日

開 催 場 所：県立鴨池陸上競技場、ハートピアかごしま等

参 加 人 数：約3,400人

主 な 競 技 種 目：陸上、水泳、卓球、ボウリング等

○ **第8回全国障害者スポーツ大会実績**

開 催 日 程：平成20年10月11日～13日

開 催 県：大分県（チャレンジ！おおいた大会）

派 遣 選 手 数：28人

主 な 参 加 競 技：陸上、水泳、卓球、ボウリング等

6 各種大会の成果と競技力向上対策

県では、平成9年度の国民体育大会において天皇杯43位、皇后杯2年連続46位となったことを受け、平成10年度から競技力向上緊急3か年計画を策定して競技力の向上に努め、以降も5年毎の計画を推進してきた。

新たな中長期の計画は、単に指導体制の充実と選手の育成強化による競技力の向上のみでなく、すべての県民の生涯スポーツ環境を整備することによって、県民のスポーツへの理解や参加を促進し、もって一層の競技力の向上を図るという趣旨の計画を作ることが重要である。

また、平成32年度に二巡目の国民体育大会の本県開催が検討されていることから、新たな中長期計画によって一層の競技力向上を図り本県選手の活躍により優秀な成績をあげることが必要である。

国立大学唯一の体育大学である鹿屋体育大学の専門的な知識・技術などの知的資源と各種スポーツ施設などの物的資源は、本県にとって貴重な資源であり、競技力向上に向けて一層の連携を図る必要がある。

○ 国民体育大会総合成績

年度	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
天皇杯順位	40	43	30	19	34	34	27	40	31	25	29	41	27
皇后杯順位	46	46	28	14	32	31	32	31	24	13	30	28	24

競技力向上緊急3か年計画

競技力向上5か年計画

第2期競技力向上5か年計画

競技力向上計画

〈競技力向上緊急3か年計画〉
(H10～12年度)

限定した競技の重点的・短期的強化

- ①重点強化競技の厳選と強化
- ②ジュニア選手発掘と育成
- ③選手強化体制の整備

〈競技力向上5か年計画〉
(H13～17年度)

競技力の維持・向上と堅固な基盤づくり

- ①指導体制の整備
- ②選手の育成と強化
- ③スポーツ環境の整備
- ④スポーツ医・科学の活用
- ⑤関係機関・団体との連携

〈第2期競技力向上5か年計画〉
(H18～22年度)

「競技力向上5か年計画」の
深化・発展

- ①指導体制の整備・充実
- ②選手の育成と強化
- ③スポーツ環境の整備・充実

スポーツ指導者の育成・活用（再掲29ページ）

- 生涯スポーツ指導者の状況
- 公認スポーツドクターの登録状況

○ 強化対策

競技スポーツ強化対策事業予算の推移

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
予算額(百万円)	100	105	105	100	90	90	90	85	85

鹿屋体育大学との連携の状況

- ① 鹿屋体育大学スポーツ・トレーニング教育研究センターとの連携により、本県小・中・高校生の体力作り及び競技力向上のための発育発達段階に応じた科学的トレーニング方法を開発・研究
- ② 大学院体育学研究科に現役教員を派遣
- ③ 中・高等学校運動部指導者に対し、より高度で最新のトレーニング理論と指導法について研修

7 競技団体における取組と連携

各競技団体においては、中学校，高等学校，大学，企業等の部活動において、地域・県・全国レベルの大会や国民体育大会，世界規模の競技大会等を目指して、優秀選手の発掘と育成強化，競技力の向上に向けた日常的な練習・稽古・トレーニング等を行っている。

各競技大会において優秀な成績を挙げるためには、スポーツ競技の底辺拡大による選手の確保と競技力の底上げ，中高一貫指導による競技力向上のための強化練習会や交流大会等の開催，優秀な指導者の確保と養成，指

導者の研修会や指導目標の明確化などの指導体制の整備充実を図っていくことが必要である。

また、就職をめぐる状況等から一部の競技で優秀選手の県外流出が見られたり、企業スポーツの撤退などがあることから、中学校、高等学校、大学、企業等と連携した優秀選手の発掘と育成強化、地元でスポーツを続けられる土壌づくりが必要である。

企業スポーツ

企業は、県内のトップレベル競技者の生活を支援するとともに、安定した練習環境を与えるなど、県の競技力の向上などに重要な役割を担っている。

主な県内企業のスポーツクラブ等

企業名	強化指定競技(団体)	強化指定選手(個人)	その他
鹿児島銀行(鹿児島市)	テニス(男女) 9人制バレーボール(女) ラグビー		陸上(長距離)
山形屋(鹿児島市)		テニス(男) 1	テニス ラグビー
鹿児島徳州会病院(鹿児島市)		陸上(男) 2 フェンシング(男) 2	陸上 フェンシング 9人制バレーボール
九州電力鹿児島支店(鹿児島市)			9人制バレーボール
ハテック・サプライ(鹿児島市)		陸上(女) 1	陸上
南薩東京社(南さつま市)			陸上(長距離)
ソニーセミコンダクタ九州 鹿児島テクノロジーセンター(霧島市)	ハンドボール(女)		
南九州畜産興業：ナンチク(曽於市)			陸上(長距離)
県警察機動隊(鹿児島市)		ライフル射撃(男) 1	柔道 剣道
陸上自衛隊川内駐屯地(薩摩川内市)		レスリング(男) 1	レスリング
陸上自衛隊国分駐屯地(霧島市)	銃剣道		陸上(長距離)

8 スポーツ環境・施設等の整備と活用

県内各地に、体育館、テニスコート、陸上競技場等の施設は整備されているが、老朽化した施設や狭隘な施設もある。

スポーツの持つ役割と意義についての県民の理解を深め、スポーツ振興を一層促進していくために、県有や公設のスポーツ施設・設備の整備とともに、学校体育施設等の開放による地域住民のコミュニティスポーツの拠点としての積極的な活用が必要である。

また、スポーツ施設等の整備や活用に当たっては、関係団体等との密接な意見交換を行うなどし、各種大会が開催でき、県民が利用しやすい施設等としていく必要がある。

県立サッカー・ラグビー場（仮称）の整備

場 所：鹿児島ふれあいスポーツランド内（約105,000平方メートル）

主要施設：公式規格のサッカー・ラグビー場

天然芝コート2面，人工芝コート1面（3面の観覧席 約6,200人）
クラブハウス，駐車場（約500台）

整備費：約15億円（概算）

供用開始：平成25年度

総合体育館の整備

* 知事マニフェスト127

将来の本県での国民体育大会の開催もにらみ，新たな総合体育館・武道館・弓道場の整備について，県庁東側の土地を含む地区の一体的な利活用を図るなどランドデザインを作成します。

* 鹿児島県総合体育センター体育館及び武道館の課題

（総合体育館等整備基本構想検討委員会資料）

- ・ 施設の老朽化（体育館築49年，武道館築37年）
- ・ 施設の規模 全国大会，国際大会等の大規模な大会の開催に対応できない。
一部の競技種目において規模や規格が大会規定に適合していない。
- ・ 駐車場の不足（駐車場は，体育館102台，武道館39台）

学校の体育施設開放状況

（H21.3月現在）

区 分	小学校	中学校	高 校	計	
開放状況	558校 (95.1%)	231校 (97.5%)	71校 (98.6%)	860校 (96.0%)	
開放日数 (1校平均)	163.3日	125.1日	85.4日	124.6日	
利用者数	2,168千人	533千人	100千人	2,801千人	
開 放 施 設	校庭	506校 (86.2%)	200校 (84.4%)	24校 (33.3%)	730校 (81.5%)
	体育館	555校 (94.5%)	231校 (97.5%)	66校 (91.7%)	852校 (95.1%)
	プール	260校 (44.3%)	65校 (27.4%)	0校 (0.0%)	325校 (36.3%)
	その他	14校 (2.4%)	47校 (19.8%)	24校 (33.3%)	85校 (9.5%)

* 開放可能な学校：小学校 587校 中学校 237校 高校 72校（学校計 896校）

* 小学校と中学校は3年に1回調査をすることから平成18年度の実績であり，高校については平成20年度の実績である。

9 学校教育における取組

学校における保健体育の授業及び運動部活動は，生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を作るものであり，体を動かすことでスポーツの楽しさや達成感，他との連帯感などを育み，体力の向上と心身の健康の保持増進に資する。

また，将来，本県の競技スポーツを担うことになる児童生徒にスポーツへの関心を喚起し，すべての競技スポーツの基礎・基本となる動きや体力・運動能力の向上を図る必要がある。

本県の児童生徒の体力・運動能力，さらに運動習慣等が全国平均を下回る状況にあることから，児童生徒の体力づくりや競技力向上のため，学校

における取組とともに、外部指導者の活用や専門機関との連携の重要性は一層高まっている。

「たくましい体・強い心」こども育成推進事業（平成13～22年度）

- ・ 研究協力校等での体力づくりの取組
- ・ 体力づくり「一校一運動」の推進
学校や地域の特色を生かして、授業の工夫、始業前・業間・放課後等の活動の工夫、学校行事等の工夫をしながら、1日15分間週3回程度の体力向上に取り組み。
- ・ 授業の充実
- ・ 体力向上推進優良校の表彰

児童生徒の体力の現状

平成20年度全国体力・運動能力テストの結果（8種目 80点満点）

区分	小5男子	小5女子	中2男子	中2女子
鹿児島県（全国順位）（点）	34位（53.43）	30位（54.34）	34位（40.67）	33位（47.19）
全国平均（点）	（54.18）	（54.84）	（41.50）	（48.38）

○ 児童生徒の運動習慣

運動習慣の全国平均値との比較（平成20年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果より）

区分		運動部所属 （スポーツ少年団含む）（%）	授業を除く1日の運動時間 （2時間以上）（%）
小5	男	鹿児島県	71.1
		全国	72.7
	女	鹿児島県	48.8
		全国	50.4
中2	男	鹿児島県	86.6
		全国	88.2
	女	鹿児島県	61.7
		全国	63.5

○ 運動部活動参加状況

（H20.5月現在）

年度	県内公立中学校						県内公立高等学校					
	男子		女子		計		男子		女子		計	
	参加者数 （人）	参加 率（%）										
H12	25,923	77.8	18,777	59.4	44,700	68.8	14,652	57.8	8,951	35.3	23,603	46.5
H17	21,414	76.8	15,500	58.2	36,914	67.7	14,584	65.9	7,945	37.3	22,529	51.9
H18	21,247	78.1	14,870	63.0	36,117	71.1	14,310	67.2	8,053	39.3	22,363	53.3
H19	20,916	77.2	14,945	57.7	35,870	67.4	14,099	68.9	7,722	40.0	21,821	54.9
H20	20,093	76.8	14,157	56.2	34,250	66.7	13,771	68.6	7,585	40.4	21,356	54.9

運動部活動での外部指導者の活用状況及び活用人数

（H20.8月現在）

区分	中学校	高等学校
活用している	164校（467人） 62.6%	48校（110人） 60.8%
活用していない	98校 37.4%	31校 39.2%
計	262校 100.0%	79校 100.0%

鹿屋体育大学との連携の状況（再掲32ページ）

かごしまの過疎・中山間地域の振興策の推進について

背景

山間地、半島地域や離島地域などの地理条件に恵まれない過疎・中山間地域（注1）に存在する集落は、豊かな自然や地域の伝統文化を維持しつつゆったりとした居住の場であることはもとより、生産活動や交流の場として生活全般を支え、農地の管理や森林の整備・保全を通して自然環境を守り、水源の涵養、下流域における土砂災害の防止等に大きな公益的役割を果たしてきました。

しかしながら、急速な人口減少や高齢化が進行したことにより、農林漁業の衰退、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加など課題が山積し、特に、小規模・高齢化した集落では、地域運営の担い手不足は深刻になり集落の活動が停止する恐れや、さらには地域社会の維持・存続さえも危ぶまれる場合（いわゆる「限界集落」（注2））があるなど、過疎問題は再び顕在化しており、「農山村の存続」自体は国全体の課題となっています。

県が実施した集落状況調査（平成19年12月～20年3月調査）によると、県内の全6,814集落のうち、65歳以上の人口が50%以上の集落数が948（全体の13.9%）、集落機能維持が困難な集落数が288（同4.2%）、また、今後10年以内に消滅の可能性のある集落数は45集落（同0.7%）となっています。

また、たとえ現在そのような状況にない集落でも、5年後、10年後果たして今のままの地域社会が維持出来ているかを考えると、小規模・高齢化が進み存続が危ぶまれる状況におちいる可能性は年を重ねるほど大きいと考えられます。

こうした状況にある現在、集落の価値について、危機感を持ってあらためて見つめ直すとともに、これからの本県の過疎・中山間地域の集落のあるべき姿について議論を重ね、そのためにはどのような施策が有効か見極める必要があります。

時代に対応した集落のあり方に近づくためには、地域の住民が集落の問題を自らの課題としてとらえ、まず市町村がこれに十分な目配りをした上で施策を展開し、県もこれらを支えていくことが重要です。

昨今、平成の市町村合併などにより身近なはずの市町村役場が遠い存在になり始めているのではないかと、地域によっては行政がそこで生じている実態を把握できず、その対策自体が必ずしも十分に行なわれていないのではない

かとの懸念もなされており、行政が集落の現状に絶えず「目配り」をし、かつ、住民自らも課題解決に取り組んでいくという、住民と行政の強力なパートナーシップ〔共生・協働社会〕を強化し、NPOやボランティア団体など多様な主体と連携して施策を進めることが強く望まれています。

一方で、食料問題や食の安全、地球温暖化防止、環境の保全といった新しい視点からの過疎・中山間地域の存続と再生に向けた政策転換を促す動きも見られます。

過疎・高齢化が進展しているいくつかの県では、早くから中山間地域の振興に関する条例を制定するなど、地域の支援を積極的に行うことにより、地元資源を活用した産業おこしなど過疎化の進展の歯止めになっている成功事例も見られるところです。

また、2010年4月から施行される改正後の過疎法（注3）、同じく4月から第3期に入るであろう中山間地域等直接支払制度等も、これからの本県の過疎・中山間地域の存続と再生に大きな影響を与えられらることから、これらの動向を見極める必要もあります。

以上のことを踏まえ、豊かな自然、文化、歴史に包まれた活力あるかごしまの実現を目指し、過疎・中山間地域の振興策について次のように提言します。

（注1） **過疎・中山間地域（提言で想定する地域）**

過疎地域および中山間地域のほか、これらと同等に社会生活における条件が不利な地域を指す。

（注2） **「限界集落」**

長野大学の大野晃教授が、平成3年に（当時は高知大学教授）その問題を提起するに当たって、集落の状態区分の一つとして提唱した概念であり、「65歳以上の高齢者が集落人口の50%を超え、冠婚葬祭をはじめ田役、道役などの社会的共同生活の維持が困難な状態にある集落」と定義されているが、行政上の明確な定義は確立されていない。国においては、各省それぞれの表記があり、本県においては、かごしま将来ビジョンにおいて、国土交通省と同様、「維持・存続が危ぶまれる集落」と表記されている。このような集落についての名称は、集落に与える影響や集落の人々の心情も考慮して、表現を変更をする地方自治体もある。

（注3） **改正後の過疎法**

昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、4次にわたる特別措置法の制定がなされ、現行の過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月末をもって失効することから、現行法を6年延長するとともに、地域医療確保や生活交通維持、集落活性化などのソフト対策を拡充する改正法が、3月10日国会において可決成立した。多くの過疎市町村を有する本県にとって、過疎地域の振興を図るとともに集落対策等を総合的に推進する新たな過疎対策は地域に活気を吹き込む一方、市町村の責任は大きくなる。市町村が実効性のあるソフト事業を展開するためには、各自治体の創意工夫に加え、それを国や県など多様な主体が支援していく仕組みを築く必要がある。

I 提 言

1 総合的・横断的な視点に立った過疎・中山間地域の集落の活性化、再生に向けた検討

過疎化・高齢化が進む過疎・中山間地域の振興に向け、農業を基盤とした集落の維持・存続を念頭に置きながら、総合的・横断的な視点で、本庁関係部局及び各地域振興局（支庁）が市町村等と連携して、改正後の過疎法の指定地域の活性化施策を策定するとともに、過疎法の指定地域以外の中山間地域等においても、集落の活性化、再生に向けた検討を行うこと。

2 総合的、戦略的な事業の展開

集落交通、医療・福祉など最低限の生活水準の確保や活性化のための人材不足など、過疎・中山間地域のかかえる課題に対応するため、各部局で所管する既存事業の整理・統合を行いながら、総合的かつ戦略的な事業を検討し、その展開を図ること。

3 推進体制の整備

過疎・中山間地域振興施策を効果的、総合的に推進するために、本庁各部局及び各地域振興局（支庁）の横断的連携の下に、方針や施策の検討、調整を行えるような横断的な体制の構築を検討するとともに、地域振興局（支庁）において市町村等と連携して、集落の活性化・再生を支援できる体制整備と機能強化を検討すること。

4 事業の財源の確保

事業を継続して実施するため、地域振興推進事業の活用のほか既存事業の見直し等を通じた必要財源の確保に取り組むとともに、国に対して使い易い柔軟でかつ積極的な財源措置を講じるよう要請すること。

Ⅱ 提言に至る視点

1 総合的・横断的な視点に立った過疎・中山間地域の集落の活性化、再生に向けた検討 【提言1】

過疎化・高齢化が進む過疎・中山間地域の振興に向け、農業を基盤とした集落の維持・存続を念頭に置きながら、総合的・横断的な視点で、本庁関係部局及び各地域振興局（支庁）が市町村等と連携して、改正後の過疎法の指定地域の活性化施策を策定するとともに、過疎法の指定地域以外の中山間地域等においても、集落の活性化、再生に向けた検討を行うこと。

（1）これまでの取組

県では、過疎・中山間地域の振興について、「かごしま将来ビジョン（H20.3月）」の挑戦すべき課題の一つとして掲げられた「農山漁村の活性化と奄美離島の振興」において、地域資源を生かした産業の振興や交流・連携の促進、地域の実態や現状に即した社会的サービスの提供など取組の方向性を示すとともに、知事のマニフェスト（H20.6月）である「地域力再生・かごしま」をキーワードに、農政部、企画部等における関連施策や、地域振興局（支庁）ごとの将来ビジョン策定など様々な取組が行われている。

（2）関係法制度等との関係

現在、国においては過疎法が改正されるとともに、中山間直接支払い制度（第3期対策）などが検討されており、その整備経過や内容を県の過疎・中山間地域の振興に反映させることが大切である。

改正後の過疎法が施行された際は、それに基づき県は新たな「鹿児島県過疎地域自立促進方針（指針）」を定めることとなり、法で指定された過疎地域の現状、過疎地域の自立促進に向けた基本的な方向や過疎地域の抱える様々な課題とそれに対する方針・対策等がまとめられることになる一方、法で指定された地域外の集落等は対象外となり、様々な施策の恩恵を受けられないということになる。

言うまでもなく、急速な人口減少や高齢化が進行したことによる農林漁業の衰退、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加などの課題は決して過疎対策法で指定される地域だけのものではない。

よって、改正後の過疎法に基づく取組にあわせ、法の指定地域以外の集落の活性化、再生を推進する施策を検討することが求められる。

検討にあたっては、総合的・横断的な視点で、本庁関係部局及び各地域振興局（支庁）が市町村等と連携して取り組む必要がある。

なお、国が推進する地域活性化施策の一つに「定住自立圏構想(*1)」があるが、定住自立圏域の中でもその周辺部と中心部での不均衡が拡大しないか、周辺市町村が自発的に中心市と定住自立圏協定を締結することから手が挙がらないところはそのままだけに残されてしまわないか、また、県の役割が相談支援機能に限定されるため、定住自立圏の部分的な拡大は、県が目指す地域の特性などを生かしたバランスのとれた県の姿に影響が出るのではないかといったことも懸念される。

このため、定住自立圏構想と過疎・中山間地域の活性化施策は、互いに補完しあって(*2)県内各地域の活性化を図っていくべきと考える。

(*1) 定住自立圏構想

総務省の有識者研究会が平成20年5月にまとめた構想。東京一極集中への対抗策として、人口5万人程度の「中心市」と周辺の小規模市町村が協定を結んで「定住自立圏」を形成。医療、商業などで圏域全体が中心市の機能を有効活用するのが柱。中心市への国の財政支援や都道府県からの権限移譲も求めた。

(*2) 定住自立圏構想を盛り込んだ政府の「地域力創造プラン」の中でも、「定住自立圏構想の推進」と並んで「条件不利地域の自立・活性化の支援」がうたわれており、定住自立圏構想と並行してプラン中の「条件不利地域」の支援＝「過疎・中山間地域」の支援は必要であると考えられる。

(3) そのほか検討に当たって出された主な意見

- ・半島地域や離島地域振興など、本県独自の歴史・風土を十分踏まえるべき。
- ・市町村、学識経験者ほかを含めたワーキンググループを設置するなど総合的・横断的な取組を行うべき。
- ・農政部で所管するむらづくり活性化（共生・協働の農村づくり運動）の考え方に、農業振興以外の幅広い政策的アプローチを加えるなど、総合的な地域づくりの施策を推進するべき。
- ・過疎・中山間地域振興のための条例制定も検討すべき。

2 総合的、戦略的な事業の展開 【提言2】

集落交通、医療・福祉など最低限の生活水準の確保や活性化のための人材不足など、過疎・中山間地域のかかえる課題に対応するため、各部署で所管する既存事業の整理・統合を行いながら、総合的かつ戦略的な事業を検討し、その展開を図ること。

(1) 事業展開の方向性

検討にあたっては、国、県、市町村等の役割を踏まえた有機的な連携を促進するとともに、住民自らが協議し、参加できるようなソフト事業の充実が求められる。

(2) 行政（国，県，市町村）の役割分担と連携

過疎・中山間地域の振興については、これまでも、国，県，市町村でそれぞれ様々な取組が実施されている。しかし，その事業や成果が県内全域に及んでいるかみてみると，重複して事業を実施している地域もあれば，ほとんど手が付けられていない地域もあると考える。事業に取り組もうとしても，関係法の指定地域外のため実施できない地域もある。また，県や市町村の単独事業について，方向性が必ずしも一致していなかったり，慢性的財政難のため実施を見送ったり，対策を講じられないままの地域もあり，好ましい状況とはいえない。

過疎・中山間地域振興施策に取り組むにあたっては，国の事業を有効に活用する一方で，県，市町村が共通認識を持った上で，県で行うべきことと，市町村で行うべきこと及び共同で行うことについて役割分担をして取り組むことが重要である。

(3) 県民の役割（住民参加と共生・協働）

集落の主役は，そこに暮らす「人」である。「人」が地域で暮らしていくためには，地域の様々な課題について，住民自ら危機感を持って考え，自ら実行することが大切である。

一方で，過疎・中山間地域の集落は高齢化が進んでいることから，地元市町村や近隣市町村の住民や，福祉，環境保持，文化振興，観光，スポーツなど様々な分野で活動しているNPO，ボランティア団体，大学などが主体となった共生・協働を推進することにより，集落の『交流人口』を増やすことがますます重要であり，その仕組みを創ることが求められる。

(4) 県の移住定住対策

現在，移住・定住促進に関しては，Uターン，雇用対策，就農対策，観光交流など，県への移住を希望する者の就業種別・目的等を基準として，各部局でそれぞれ所管している状況に留まっている。

また，各市町村も就農担い手対策や空き屋対策など個々に取り組んでおり，県においても，ホームページの「かごしまの紹介」中で本県への移住・交流に係るポータルサイトを開設して情報提供がなされているものの，利用者の観点から利便性の一層の充実が求められる。

そのためには，集落の実態や住民のニーズ，及び出身者や転出者等に対する将来Uターン等をするためには何が必要かなど，調査を実施し，把握する必要があると考えられる。

県として定住促進施策の方策を定め，事業の集約や総括を行うとともに，県内市町村や関連機関と連携した「ワンストップサービス化」を目指すなど，総合的・横断的な視点に立って取り組むことが求められている。

(5) 過疎・中山間地域の課題研究

過疎・中山間地域の抱えるさまざまな問題の解決には、農業・畜産・林業・鳥獣対策など農林関係の研究とともに、少子化対策、地域交通、コミュニティビジネスなど社会科学的な視点からの研究が必要である。

また、調査・研究の成果を蓄積し活用するための組織体制の整備や、地域活性化のための人材育成研修などの仕組みを創ることも有効と考えられる。

(6) 以上のほか考えられる事業例

- ・ 地域資源を活かした産業創出（六次産業化）を支援する事業
- ・ 集落維持の交通、医療・福祉など、最低限の生活水準を確保する事業
- ・ 集落同士の連携を促進する施策に取り組む事業
- ・ 集落の活性化、維持・存続に取り組む市町村を支援する事業

3 推進体制の整備 【提言3】

過疎・中山間地域振興施策を効果的、総合的に推進するために、本庁各部局及び各地域振興局（支庁）の横断的連携の下に、方針や施策の検討、調整を行えるような横断的な体制の構築を検討するとともに、地域振興局（支庁）において市町村等と連携して、集落の活性化・再生を支援できる体制整備と機能強化を検討すること。

(1) 本庁と地域振興局（支庁）の連携体制の構築

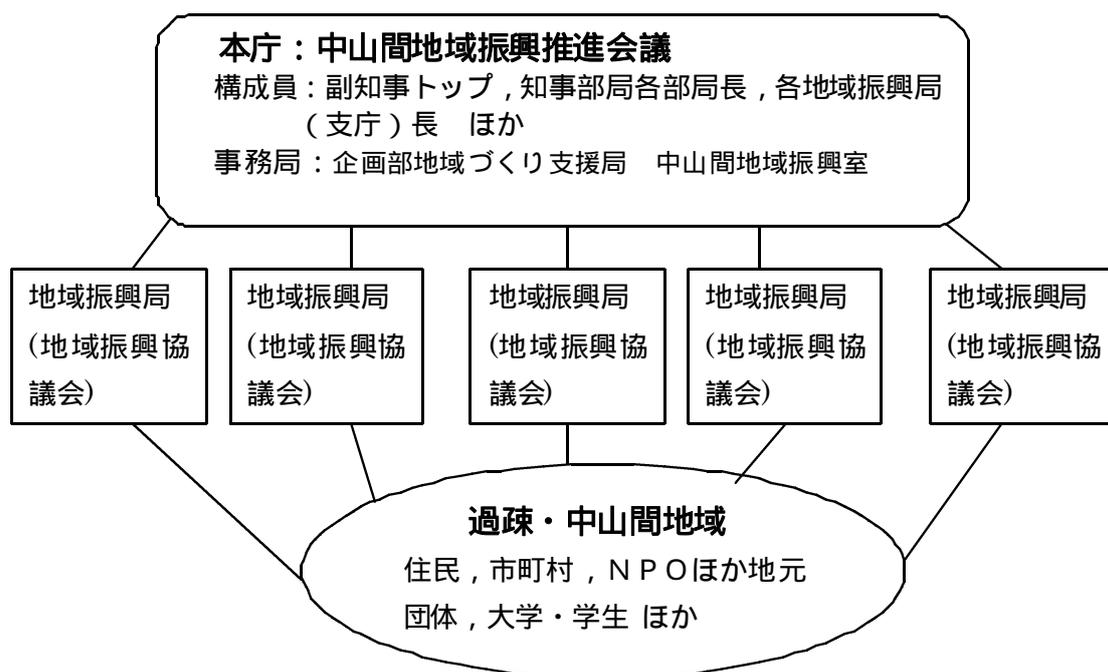
過疎・中山間地域の課題は、生活扶助・福祉・医療活動の維持、身近な生活交通手段の確保、空き家対策、森林の荒廃、耕作放棄地、鳥獣対策など、多岐にわたりそれが密接に絡み合っている。まさに、横断的に取り組むべきと考える。

過疎・中山間地域の課題の一つであるいわゆる「限界集落」問題については、県庁内連絡会議を立ち上げ意見交換等の取組が始まっているところだが、現場を所管する出先機関を含めての横断的な連携体制に至っていない。

また、共生・協働の推進により集落の活性化を目指す施策として、農政部で所管している農村振興運動がもとになった「共生・協働の農村づくり運動」、県民生活局で所管する「共生・協働の地域社会づくり」などが実施されているが、共通する課題解決に対してそれぞれで取り組んでいる事業も見受けられたり、事業によって対象が限られているなど、県民から見て分かりやすさが求められる。

これらの課題を解消するために、本庁及び各地域振興局（支庁）の連携の下に、方針や施策の検討、調整を行えるような部局長レベルによる推進本部といった横断的な体制を構築し、各地域振興局（支庁）から提出された課題や提案等を踏まえ、必要な施策の検討を行う仕組みなどが求められる。

〔参考：過疎・中山間地域振興の推進体制の例：鳥取県〕



(2) 地域振興局（支庁）における体制

総合事務所設置計画に基づき、地域の特性や住民ニーズに即した総合行政を推進するために設置された地域振興局（支庁）については、平成22年度から最終的な組織体制でスタートすることになっている。

地域振興局（支庁）が、各地域における県政の総合拠点として機能を発揮することが重要であり、過疎・中山間地域の振興に取り組む場合も、農業活動を基盤とした集落の維持・存続のために、当該地域における住民ニーズの把握や実情に応じた施策等の検討が行なえるよう局(支庁)内各部を横断した体制を整備し、地域振興局（支庁）をあげて取り組む必要がある。

事業実施にあたっては、各地域振興局（支庁）が市町村等と連携して機能的に動くことが重要である。また、集落の実態や課題の情報を把握し、過疎・中山間地域の活性化を支援するなど、ワンストップサービスの役割を担う人員を配置して、市町村等と連携して集落を巡回して情報の収集につとめ、住民等と集落のあり方などの話し合いに参加するとともに、各種施策の活用による地域の活性化についてさまざまなサポートを行うことも考えられる。

これについては、県職員による方法(*3)や、国（総務省）の集落支援員制度(*4)や県が設置した「地域営農支援員」(*5)の幅広い活用などにより、行政経験者、農業委員・普及指導員など農業関係業務の経験者、経営指導員経験者、NPO関係者など、地域の実情に詳しい身近な人材を活用することも考えられる。

4 事業の財源の確保 【提言4】

事業を継続して実施するため、地域振興推進事業の活用のほか既存事業の見直し等を通じた必要財源の確保に取り組むとともに、国に対して使い易い柔軟でかつ積極的な財源措置を講じるよう要請すること。

施策を継続して実施するため、使い勝手のよい十分な財源の確保が必要である。

県においては、地域振興推進事業の活用のほか、既存事業の見直し等を通じた必要な財源の確保に取り組むことが大切である。

また、過疎・中山間地域の集落の活性化に資する国の補助金・交付金を積極的に確保、活用するとともに、その運用にあたっては、課題解決に資するよう、より柔軟で使い易い制度になるような運用改善を要請することが重要である。

補助金が一括交付金化される場合であっても、必要な総額が確保できるような様々な機会を通じて国に要請する必要がある。

Ⅲ 参考：他県における推進体制等（主なもの）

（１）鳥取県

①組織・推進体制

- ・部局を横断した「中山間地域振興推進会議（副知事トップ）」を創設し、施策に反映する仕組みを構築
- ・中山間地域振興は、従来農政部で所管していたが、企画部に地域づくり支援局・中山間地域振興室を新設し、中山間地域振興全般を移行
- ・中山間地域活性化支援員の設置
- ・移住定住促進室を設置し、IJUターン情報の一元化、鳥取県移住定住サポートセンター（ワンストップサービス）の設置

②条例等の制定

- 「みんなで取り組む中山間地域振興条例」（H20年10月）
- 「中山間地域振興行動指針」の策定

③事業の展開

- ・独自に補助金の一括交付金化
- ・地域運営組織活動支援補助金
- ・コミュニティビジネスモデル支援事業
- ・見守り活動支援事業
- ・中山間地域リーダー養成研修事業 ほか
- ・移住・定住ポータルサイト「鳥取来楽暮（とっとりこらぼ）」開設

（２）島根県

①組織・推進体制

- ・部局を横断した「中山間地域対策推進会議（地域振興部次長トップ、各部主管課長）」を創設
- ・中山間地域研究センター（総合的な調査研究機関）設置
- ・(財)ふるさと定住財団に中山間地域への定住促進メニューを追加し一元化（ワンストップサービス化）
- ・他県との連携：中国地方知事会に「中国地方中山間地域振興協議会」設置

②条例等の制定

- 「島根県中山間地域活性化基本条例」（H11年3月制定）
- 中山間地域活性化計画の策定（現計画～H23）

③事業の展開

- ・島根県中山間地域活性化基金の設置
- ・中山間地域コミュニティ再生事業

（３）岡山県

①組織・推進体制

- 県中山間地域活性化推進本部(知事トップ)
- 企画振興部地域振興課に中山間地域振興室を新設

②条例等の制定

「岡山県中山間地域の振興に関する基本条例」(H15年3月)
岡山県中山間地域活性化基本方針の策定

③事業の展開

事業の整理分合を行い中山間地域等特別支援事業に再編
(H20年度から約10億円)

- ・集落機能再編事業, 魅力づくり事業(ソフト事業)
- ・地域交通自立支援事業(〃)
- ・生活・交流基盤整備事業(ハード整備事業9億)
- ・移住・定住ポータルサイト「おかやま晴れの国ぐらし」の開設

(4) 広島県

①組織・推進体制

- ・「新たな過疎対策」の推進に向け, 企画振興局地域振興部に新過疎対策課を新設(平成20年4月)
- ・県交流定住ポータルサイト「広島暮らし」の開設

(5) 高知県

①組織・推進体制

- ・高知県中山間総合対策本部(副知事トップ, 関係各部長), 産業振興推進部 地域づくり支援課の設置
- ・地域支援企画員(県職員)の設置, 県内各地域に54名派遣
⇒土木や農業といった部門ごとの出先機関に属さない職員で, 縦割りの組織に縛られず, 職員の自由な発想で自主的に活動

<役割>

地域の元気応援団として, 市町村と連携しながら実際に地域に入って, 住民の皆様と同じ目線で考え, 住民の皆様とともに活動することを基本に, 地域の自立につながるよう,

- ア. 主体的な住民の皆様の活動に対するアドバイス
- イ. 先進的な事例の情報提供
- ウ. 人と人をつなぐ
- エ. 行政とのパイプ役

など それぞれの地域の実情や要望に応じた活動を行う。

- ・UJIターン・移住対策ポータルサイト「高知で暮らす。」の開設:UJIターンや移住, 田舎暮らしに役立つ情報を満載